

令和3年度

南三陸町議会会議録

4月会議	4月30日	開	会
	4月30日	散	会

南三陸町議会

令和3年4月30日（金曜日）

令和3年度南三陸町議会4月会議会議録

（第1日目）

令和3年度南三陸町議会4月会議

令和3年4月30日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

10番 高橋兼次君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	大森隆市君
農林水産課長	山内長弘君
商工観光課長	千葉啓君
教育委員会部局	
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	菅原義明君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高橋伸彦

議事日程 第1号

令和3年4月30日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 行政報告
- 第4 報告第1号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第5 議案第1号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

通年議会、通年会期になりまして、初めての議会であります。したがって、名称も今回は4月会議ということになりまして、なかなか言いづらいといいますが、聞きなれないということになりますが、順応ある皆さんで、早い皆さんでありますからすぐに慣れるかと思えます。本日はよろしくお願いを申し上げます。

当局より4月1日付の人事異動に伴う管理職の職員の異動について、これを議会に伝えたい旨の申し入れがありましたので、この際これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、4月1日付人事異動に伴います管理職の紹介をさせていただきたいというふうに思います。

お手元に配付しております名簿順に、議場出席の異動した管理職のみ御紹介を順にしたいというふうに思います。

会計管理者兼会計課長三浦浩、新たに会計課長を兼務するものでございます。企画課長佐藤宏明、前職は商工観光課長です。町民税務課長佐藤正文、前職は上下水道事業所長でございます。保健福祉課長大森隆市、前職は教育委員会事務局生涯学習課長でございます。環境対策課長糟谷克吉、学校給食センター所長からの異動でございます。農林水産課長兼自然環境活用センター所長、農業委員会事務局長山内長弘、各公民館、図書館長からの異動でございます。商工観光課長千葉啓、前職は農林水産課長でございます。上下水道事業所長阿部明広、前職は町民税務課長でございます。南三陸病院事務部事務長後藤正博、病院事務部事務次長が前職でございます。教育委員会事務局長菅原義明、保健福祉課長からの異動でございます。最後に総務課長選挙管理委員会事務局書記長及川明、前職は企画課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しておりますので、令和3年南三陸町議会4月会議を開会いたします。

欠席議員、10番高橋兼次君となっております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申し入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番須藤清孝君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会閉会中及び休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

今般、令和3年度南三陸町議会の会議を請求いたしましたところ、議会の皆様には御多忙の中御対応賜り感謝申し上げます。

令和3年第2回臨時会以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、交通死亡事故ゼロ2,500日の達成について御報告を申し上げます。

本町におきましては、平成26年5月に歌津皿貝地区で発生した交通死亡事故を最後に、去る4月5日をもって交通死亡事故ゼロ2,500日を達成いたしました。地区内における交通死亡事故ゼロ2,500日は、現在県内の自治体ごととしますと七ヶ浜町に次ぐ第2位の記録となるもので、達成した日の翌日、また春の交通安全運動期間の初日でもあった4月6日に宮城県警察本部長褒状が南三陸警察署長から伝達されたところであります。

この記録達成は、警察、交通安全協会といった関係機関の御尽力はもとより、町民皆様の交通安全意識の高さと地域ぐるみでの継続した交通安全活動のたまものであり、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。今後におきましても交通死亡事故ゼロの日が長く継続し、3,000日、4,000日といった記録が達成されるよう、関係皆様のさらなる御協力をお願い申し上げます。

次に、道の駅登録証伝達式について御報告を申し上げます。

来週のオープンに向け整備を進めております道の駅「さんさん南三陸」につきましては、このたび国が認定する道の駅として正式に登録され、去る4月19日、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長が来庁し、登録証の伝達がなされました。

今般の第54回登録においては、本町のさんさん南三陸のほか2つの道の駅が登録され、県内における道の駅は18駅となったところであります。

道の駅、さんさん南三陸は敷地面積2万3,963平方メートル、駐車可能台数は249台を数え、県内の道の駅では大規模なものとなります。今後におきましては、新たな町の賑わいを創出する場として多くの皆様に親しまれる施設となるよう期待し、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 報告第1号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第4、報告第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和3年3月31日付で公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、同日地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） おはようございます。

それでは、町長の報告にありました、専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について細部を説明させていただきます。

改正条例本文は議案書3ページから9ページまで、議案関係参考資料は1ページから28ページまでとなっております。

議案関係参考資料によりまして御説明いたします。資料1ページをお開き願います。

専決処分を行った今条例は、地方税法等の一部を改正する法律、令和3年法律第7号が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに対応できるよう個人町民税等について改正を行う必要があり、南三陸町町税条例を改正するため制定したものであります。

それでは、概要について改正した税目ごとに御説明いたします。

初めに、個人町民税、1点目税額控除について、所得税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の13か年控除の特例措置の対象が、令和3年9月までに契約するなど一定の要件に該当する場合、令和4年12月末の入居分まで延長される当たり、所得税から引ききれない額を改正前の制度と同じく控除限度額の範囲内において個人町民税から控除することといたしました。

次に、扶養親族の範囲の見直しについて、均等割及び所得割の非課税、軽減の判定に用いる扶養親族の範囲について16歳未満の者と控除対象扶養親族と定めました。これにより所得税並びに所得割の控除対象扶養親族の捉え方の整合が取れることとなります。ただし、この適用につきましては令和6年1月1日からの適用となります。

続いて、固定資産税について、固定資産税の各資産に係る特例措置を継続いたします。

1つ目は住宅等及び農地に係る負担調整措置をこれまでと同様の仕組みで令和5年度まで継続します。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、1つ目で説明の負担調整措置を実施したことにより、固定資産税が増額する場合は令和3年度分に限り令和2年度と同額となるような措置を講じます。

3つ目は、東日本大震災により被災した資産の代替え資産を補助事業で取得した場合、軽減措置について家屋は令和7年度取得分まで、償却資産は令和5年度取得分まで改正前の措置を適用いたします。

次ページ御覧ください。

固定資産税は環境性能割及び種別割について区分の見直しを行いました。

まず、環境性能割について、1点目は、これまで税率区分に使用していた2020年度燃費基準に代わり、2030年度燃費基準を基に税率区分が変更となります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、環境インセンティブ機能を総合的に勘案して、国の責任において行う臨時的軽減措置を9か月延長いたしました。

次に、種別割については、環境性能割と同じに新たな燃費基準、2030年度基準を基に営業用乗用車、軽貨物自動車を対象にグリーン化特例として基準達成状況に合わせた課税軽減を行います。このほかに根拠法令の改正による条ずれ等の改正を行いました。

続いて、3ページを御覧ください。

このページでは、今回改正した4つの税目について、改正ポイント別にそれに対応した条項、改正内容、施行期日を表にまとめております。この中で特別土地保有税に関する条文の改正がされております。固定資産税の特例措置が延長されることから、所要の改正を行ったものでありますが、特別土地保有税は地方税法の規定により平成15年度以降各年度分の課税については当分の間課税を停止することとなっております。固定資産との整合を取るため行った改正でありまして、課税停止が変わるものではありません。

なお、この補足資料は4ページから28ページまでの新旧対照表と参照して御覧いただければと思います。

以上で、細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけお聞きしたいと思います。

今回の専決処分で税種の条例がいろいろ変わっていますが、南三陸町においてはここ2年ぐらい税収が落ち込んでいますが、その税収が今後どうなっていくのか。そして今回の条例の改正によって税収がまた減るのか。そして、今回の条例制定でもって町民に、どの部分にどういった形の影響が及ぶのか、ちょっとざっくりなんですけど、その辺初めにお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 本件の改正内容につきましては、大多分が今までの措置を継続するというものでありまして、大幅に税収が減少すると、そういったような内容にはなっておりません。むしろ増収にならないような形の措置が大きくあるというところではありますが、実際には住民税であるとかそういったものにつきましては所得に影響される分がありますので、それについては現在計算中というところで、内容についてはこの場ではお答えできるものはありません。

あと、住民に影響がどの程度及ぶんですかという分につきましては、新たな経過措置、措置を受けて資産を購入するとか、そういった方は軽減を受けたりというところがありますが、それ以外の方については去年と同じような課税をされるというような内容になると思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） コロナの感染禍の中で所得が減っているというような状況があります。それも結局本人のコロナ禍の中での所得の減少がある中でそれに対して課税がされていくような考えだと思うんですけども、今ここにローンの部分がありますが、住宅ローン、住宅ローンに関して所得が大分減っている方が住宅ローンを払えないというような形の状況も多々あるように漏れ聞こえてきますが、その住宅ローンに関して今回の制度の詳しい部分、逆に措置の仕方でもって住宅ローンが延長されるとか、何か住宅ローンに関して住民が今住宅を建てて、住宅ローンに関してこういった部分がコロナ対策下の中の制度として住民にとっては有利かなというような形のことがありましたら、その辺お聞かせください。住宅ローンの関係だけです。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 今回の措置では、特例措置がされる前までは10年間しか住宅ローン控除受けられないのが、13年間受けられるというところで、さらに今回の改正によりまして入居までが4年の12月まで延長されるというところでありまして、新たに住宅を取得される方がそういった適用を受けるということになりますので、現在ローンを抱えて返済をされている方がこの措置によりまして何か変わるというような内容ではありませんので、当時、申請した当時13年の適用を受けていた方については13年、10年で受けていた方は10年というような内容になるかと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 本格的に住宅の再建というのは大体四、五年目ぐらいから本格的に始まって、やっぱりピーク時はここ3年とか4年ぐらいだと思うんですけども、そういった人たちが今のコロナ禍の中で収入が減っているのは現実だと思います。そして、家族の中でもやっぱり子供さんが東京とか仙台圏で働いていて仕事がなくなったとか、家庭内の収入、全体の収入が減っているということはやっぱり住民にとっては大きな痛手として今発生していると私は思います。そういった中で今回の税制度の改正があったと思うんですが、何かそういった困っている方というのが町のほうに、住宅ローンで困っているんだと、あとは町の徴税で困っているんだと、そういった相談というのは町のほうにはないでしょうか。その辺だ

け。あったら適切な対応をしてるのか、その辺だけお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 町民税務課で直接ローンに対する問い合わせ、そういった受付をしているところはございませんので、所得の申告の際にそういった質問があればということでもあります。正直私も着任してまだ1か月たっていない状況でそこまで把握はしておりません。ただ、住宅ローン控除につきましては通常は所得税の控除を受けて、それでなおかつ引ききれない額があった場合にその控除を住民税からも受けられるという制度でありまして、所得が下がって所得税が少額になった場合については住民税の分でその分を減額できるということになりますので、その分については適用になる方がいらっしゃるのかもしれませんが、ちょっと私の現段階では捕捉しておりません。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

1点だけお伺いいたします。

この個人町民税の扶養親族の範囲なんですけれども、16歳未満の扶養親族と規定ということなんですけれども、私の記憶では18歳未満の記憶があるんですけれども、町民にとってこの16歳未満の扶養親族というデメリットになる可能性のような気がするんですけれども、その辺、もう一度御説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） この規定につきましては、均等割の減免であるとかそれから所得税の軽減であるとか、そういった判定に用いる人数に関してですので、この16歳未満の人数によって控除額が増えるとかそういった計算にはなりません。あくまでも均等割の免除とか非課税とか、そういったところの判定に用いる人数ということですので、16歳というのは間違いのない年齢であります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告第1号の件を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第5 議案第1号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第1号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第1号令和3年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町が行う14の事業に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第1号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,377万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億3,377万3,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおり、国の新型コロナウイルス対策としての、国の第3次補正予算により措置された財源に県補助金、町の単独財源を加えまして本町におけるコロナウイルス対策をさらに推進するための予算となっております。

震災復興分と通常分の構成につきましては、今回の補正額全てが通常分に区分されますので、通常分の金額が増えまして通常分として88億4,669万9,000円となっております。構成比で申し上げますと70.6%となっております。震災復興分につきましては、構成比といたしましては29.4%となっております。

次に、2ページ、第1表歳入歳出補正予算でございます。

予算の詳細は後ほど申し上げますので、ここでは款ごとの構成比のみ申し上げます。

まず、歳入14款国庫支出金、構成比が25.4%、15款県支出金が6.1%、18款繰入金金が4.9%、補正されなかった款項に係る額につきましては63.6%となっております。

次に3ページの歳出でございます。

2款総務費、構成比が31.8%、5款農林水産業費が4.9%、6款商工費が4.1%、8款消費費が4.0%、9款教育費が8.0%、13款予備費が0.4%、補正されなかった款項に係る額が46.9%となっております。

次に、歳入から予算の詳細を御説明いたしますので、7ページをお開き願いたいと思います。

最初に14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億4,137万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でございます。今年1月下旬に成立した国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の第3次補正予算として感染拡大防止と併せて、雇用、事業の維持継続を図ることなどを目的に地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかな必要な事業を実施できる交付金となっております。

次に、15款県支出金2項5目商工費県補助金1億440万円は、歳出の商工費に充当いたしますが、県からの営業時間短縮要請に協力いただいた事業者への協力金と事業継続支援のための給付金に対して充当する県補助金でございます。

18款繰入金2項8目財政調整基金繰入金は、今回国からの交付金などに加えまして、町の財政調整基金から3,800円を加えて対策を進めるものであります。失礼いたしました、3,800万円です。

続いて歳出でございます。

説明に当たりましては、個別の事業の概要をまとめました資料として議案関係参考資料、31ページからになります、そちらを添付しておりますので、予算書の科目金額にこちらの資料を照らし合わせながら主なものについて説明をさせていただきます。

予算書8ページ、最初に5款農林水産業費3項2目水産業振興費、補正額7,095万円の追加でございます。参考資料の31ページの2番と3番の事業に、2つの事業に係る補正予算でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で外食産業などの需要が大きく減少したことから、カキ、ワカメ、養殖業の経営安定化を図ることを目的に実施するものでございます。

支給要件につきましては、それぞれ一定の期間内に前年同月比で20%以上水揚げ金額が減少した漁業者に、水揚げ金額ごとに区分の上5万円から30万円を支給するものでございます。

予算書に戻りまして8ページになります。

6款1項2目商工振興費、補正額1億7,213万4,000円は、資料の31ページの4番から33ページの9番までの6つの事業に係る予算でございます。

最初に、予算書8ページの7節報償費、資料で言いますと4番、新型コロナウイルス感染症

拡大防止協力金につきましては、まん延防止等重点措置による営業時間短縮の協力要請に協力した事業者に対する協力金の支給でございます。7,440万円の予算につきましては、全額県補助金で措置されるものでございます。

次に、12節の委託料の上段になります。資料で言いますと5番目の事業、観光消費の回復を目的とするもので、予算額は3,410万円です。宿泊プランの定額割引や買い物商品券の交付などで落ち込んでいる観光消費の回復を図るものでございます。

次に、予算書9ページになります。

18節負担金補助及び交付金の上段になります。資料で言いますと7番の事業になります。小規模事業への支援ということで、予算額は900万円でございます。小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けた事業者の自己負担分を、100万円を上限として加えて補助するものでございます。

18節の下段につきましては資料の8番、新たな事業展開等への支援でございます。予算額は2,000万円でございます。補助限度額を200万円とし、公募型により商工観光事業者自らの創意工夫により課題解決のために企画立案した推進事業に補助するものでございます。

次に、19節扶助費でございます。資料では9番になります。経営継続への支援でございます。予算額は、上段のほうにあります受付業務委託料50万円と合わせて3,200万円でございます。一定の期間内に前年同月比で20%以上売上げが減少した事業者に10万円から40万円を支給するものでございます。財源につきましては、県補助金で措置するものでございます。

次に、9ページ中段の4目観光振興費でございます。補正額2,390万円は、資料の10番、11番の2つの事業に係る予算でございます。12節委託料、資料で言いますと10番になります。誘客の回復としてガイドブックやパンフレットを製作する費用となっております。

14節の工事請負費、資料の11番につきましては、ワーケーションの推進を図る目的で神割崎キャンプ場の既設のキャビン3棟を地元材を活用して改修するものでございます。予算額は1,700万円でございます。

次に、予算書9ページ下段の8款消防費1項2目非常備消防費につきましては、資料で言いますと12番になります。消防団の感染防止対策といたしまして、予算額605万円、これにつきましては、災害時に最前線で活動する消防団員に感染リスクを低減させるための雨衣を全団員に配備するものでございます。

予算書10ページになります。9款教育費1項2目事務局費、補正額1,153万6,000円は、資料で言いますと13番、14番の事業です。いずれもオンライン学習を推進するためのものでござ

います。12節の委託料は、資料の13番となりますが、教員のスキル向上の機会を創出するものでございまして、資料の14番につきましては、児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備することを目的として充足されていない162台分を追加で整備をするものでございます。

13款の予備費につきましては、財源調整でございます。

以上、補正予算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ないんですか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

まずもって、順不同になるかと思うんですけれども、キャビンの関係です。観光振興費の11の工事請負費1,700万円、コロナ対策でキャビンということなんですけれども、昨年も1次、確か1次だったと思うんですけれども2,700万円ほどを取って3棟を神割崎キャンプ場に設置して、シャワーとトイレなども改修工事ということで議案が上がってきた記憶があるんですけれども、これは、今度1,700万円、内容を、もう少し具体的な内容をお示してください。

それから、消防費、非常備消防費で605万円ほどコロナ対策で取っております。ここで言いますと、防護服、雨衣ということなんですけれども、全団員に配備するものということなんですけれども、昨年、これも防災服を129着ですか、団員すべての方に備品として設置いたしました。今度は消耗品なんですけれども、この消耗品にした経緯、貸与するのか、その団員1人ずつにあげるのか、団員が替われば、以前ですとそれを、不足の分を次の人に回すというような防火服、昨年議案で買った防火服は多分備品で買ったので貸与だと思われるんですけれども、消耗品とした根拠、その辺をお伺いたします。それが2点目。

それから、オンライン、次のオンライン教育、その下の教育総務費の事務局費です、オンラインの教育推進のためのタブレット916万円なんですけれども、これも昨年700台、小中学生に700台のタブレットを購入したわけなんですけれども、今度は162台ということで、小学校が足りなかったのかその辺。どこが足りなかったのか、その辺です。

それから、戻りまして7ページ、コロナの、これには載っていないんですけれども第2次で母子父子家庭の支援と、それから新生児子育て世帯の支援が昨年一律10万円の給付があったんですけれども、今年度はないようなんですけれども、予算、これには計上しなかった理由です、その辺。昨年で新生児該当あったものがないということで、母子父子とか申請時子育て世帯の人たちはこれがないことで問題がないのか、その辺をお伺いたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは、1点目の御質問、9ページ観光振興費の工事請負費、新型コロナウイルス対応キャビンの改修工事について細部を説明させていただきます。

御質問にございました、昨年予算を取って3棟を建てたのは、あれは新築のキャビンということで予算を取ったものでございまして、今回のキャビン改修につきましては、旧型の、既存の3棟のキャビンです。平成14年度に導入しましたキャビンが、網戸用のサッシとかレールが腐食してございまして、虫よけとか換気の観点から限界が来ているというふうなこともございますし、椅子、テーブル等も腐食しているということもございまして、今回地元産材を活用して旧型のキャビン3棟を改修するというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 消防団に配備します雨衣、いわゆるカッパでございます。それにつきましては、物の性質から考えて備品という取扱いは非常に難しいと思っております。消耗品という扱いになっております。当然貸与するような形にはなりますが、備品として取り扱うものではないというふうに思います。活動の状況によってはすぐ壊れる恐れもございまして、消耗品という扱いで計上をさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） それでは、オンラインのうちのタブレットということでございました。議員から御指摘のとおり、昨年700台購入しておりますけれども、昨年も御説明さしあげたかと思いますが、小学校3年生以上の分ということで700台を買ってございまして、今回は先ほどの総務課長の説明にもございましたとおり、まだ用意していなかった小学校一、二年生分について用意したというものでございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 母子父子加算の件ですけれども、今回の3次補正につきましては、確か個別の給付については優先順位が低いということで今回は計上していないということになっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） すみません、後ろからいきたいと思います。

給付、個別給付が少なかったというただいまの御答弁でしたけれども、大体それでは昨年の実績、もう4月なのである程度できたと思うんですけれども、何割程度の人たちが給付したのか、ここに載ってこないということは需要がないからだという解釈が立ちますけれども、果たしてそれでいいのかという思いがするからお伺いするわけです。その辺、内容もう少し

詳しくお願いします。

それから、タブレットなんですけれども、一、二年生の分といますけれども、一、二年生はどうなのでしょう、使うことが、学校で。コロナ禍だから国からのお金があるから使いましょうという考えなのか、それを子供たちが実際使用できる、一、二年生の人たちが現場でそれをどのように先生が教えていくのか、その辺も大変、指導する側も大変でなかろうかという思いがするんですけれども、この辺もう一度詳しくお願いします。

それから、キャビン、キャビンです。平成14年ということなので、900万円取っているということ、1,700万円取っているということは、かなり3棟、3棟で昨年新しいのを3棟、その平成14年3棟ということで、全部で6棟あるわけですね、そうしますと。すると、1,700万円というのかなりの、昨年は新しくして2,700万円、確か記憶では2,700万円だと思うんですけれども、そのうちの1,700万円を3棟分ということでかなりこれは立派なものに改修すると思うんですけれども、その内容をどのような設備をするのか、改修していくのか、その辺もう一度お願いします。

それから、雨衣、防護服なんですけれども、防火用、消火に使う、昨年度備品で予算化したのが129、金額から129で割ると7万2,000円から7万4,000円ぐらいだったと思うんですけれども、7万円以上の額だったんです。そして、今回のこの額を129で割ると4万円強の額になるわけなんですけれども、消耗品としたということは、そう着られない、消耗品、すぐだめになるというような、そういう説明でしたけれども、1着4万円以上もするというものはそうそう安いすぐ破れるようなものではないんだと思うんですけれども、その辺、物で消耗品にしたのか、金額を基準にしたわけではないと思いますけれども、その辺御説明、消耗品としたという御説明をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 今回の補正予算の項目にはないものですから、ちょっと数字的なものは私準備しておりませんが、実績がなかったわけではないということでございます。今回、該当しなかったということでございます。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 一、二年生で使えるのかというふうなご質問でございましたけれども、端的に言うと、自分の経験も含めると、子供のほうが逆にすぐ慣れたりするのも感じております。例えば世の中に知育玩具というのがありますけれども、以前ですと例えばテレビにつないで映してやったりというのもある。実はもう保育所、小学校の就学前

の子供向けのものもたくさん出ております。そういった部分で言いますと、ICTを使った、タブレットを使ったもので一、二年生が学んでいくというのは大いにあるというものなのかなというふうに思っております。ただ、もう1点、先生方も大変ですよと御懸念されていた部分、この部分に関しては、まさにそのとおりだと思いますので、そういったところも踏まえて、どういった教え方、教材を用意していくのかということについては、予算の中にもございましたけれども、先生方の教育というものについてしっかりと対応してまいりたいというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 総額1,700万円の内訳というふうな御質問でございますけれども、先ほどお話ししたように、かなり木造の建物でございますので、経年劣化が激しいということの中でキャビンの内部、外部も含めて新たに地元産材を利用して改修するということでの1,700万円ということで御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 雨衣につきましては、数は129着ございませんで、条例定数である500をひとつの予算要求額にしてございます。1人1人に配付するようなものでして、単価からすれば上下合わせまして1万2,100円ほどとなっておりますので、消耗品的扱いに金額上もしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） まずもって何点かお聞きします。

事業の2なんです、2です、カキ生産者への補助金ということなんです、以前の第2次補正でやっぱり漁民への支援がありました。それは漁協が管理し、水揚げの金額、それで把握して、基本的にそこから積算して補助金の額を決めていくというような内容だったように覚えてます。そして、そのときにカキの分はどうなるんだと言ったら、カキのほうは基本的にはカキ生産者が、例えば生協とか個人の店に販売するというので、基本的にカキのほうの生産者の金額が漁協で把握できないというような話をされたのを私疑問に思っていました。その後で、志津川漁協の代表と会うことがあって、カキ部会のほうも何とか補助金出せるような形で、何とか検討してもらえないかというような話をしたんですが、そのときに第3次補正が出たら何とかその辺も検討したいということで、今回こういった形で上がってきました。そして、20%以上減少した方に金額に応じて支援金を出すということで1,220万円ですが、この配分の収入、大体何分割になって、どれぐらいの支払いを考えているのか、その

辺まずお聞かせください。

あとは、世界的にコロナ感染で、やっぱり国内だけじゃなくて電気部品、輸出しているところも、町内の方が下請として働いていますが、仕事がないというような状況の中で、今回の日本商工会議所が実施した持続化給付金があります。あと政府の持続化給付金もあると思うんですが、この対象というのはどういった方が対象なのか、そして、この中にあるんですが、自己負担額に対して補助というのがありますが、この説明をお願いしたいと思います。

あとは、先ほど前議員も言っていましたが、キャビン、これに関しての1,700万円、これに関してワーケーションの整備というような形の説明が先ほどありました。私はワーケーションの整備ということで、ネットの整備、その辺かと思ったんですけども、このワーケーションの整備は、先ほど課長が申ししていましたが、網戸、あとはテーブルが古くなっていると、こういった部分なんでしょうか。普通、今ワーケーションがどんどん進んでいまして、そういったネット環境というのは、キャビンの中はこういった形になっているのか、その辺、最初に3点お聞きします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） カキの配分の仕方について御質問がございましたのでお答えしたいと思います。

まずもって、前年度そういうお話があったのかもしれないんですけども、今回、この給付をするに当たって漁協さんにお話をさせていただいて、まずもっては前年同期の水揚げ額ということで、経営体がどれぐらいあるかということでお話をお伺いして回答をいただいているところでございます。経営体で言いますと、志津川、歌津支所合わせまして86経営体ございます。あとは御質問の配分の仕方なんですけれども、30万円以上100万円未満の水揚げの方々については給付金の5万円と。100万円以上500万円未満の水揚げがある方については給付金を10万円と。500万円以上1,000万円未満の方については給付金が20万円と。1,000万円以上については30万円というような配分の方法を取ろうかと思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 2点目の事業対象者ということで、これに関しましては新型コロナウイルス対応小規模事業者持続化補助金というふうな、その内容というところでよろしいでしょうか。これに関しましては、対象者といたしましては、小規模事業者持続化補助金、国の制度があるんですけども、これに採択された小規模事業者というふうな内容でございます。これに関しては、令和2年度中にもう既に申請が終わって、昨年度決定が遅れたため

に今回の3次補正で改めて予算計上したというふうなところでございまして、実際採択された、または採択の確定待ちという方が合わせて15名、15業者というふうなところでございます。国の決定が下り次第、自己負担分の10分の、国の制度としては4分の3が国補助、自己負担が4分の1ですので、その4分の1分の10分の10が補助されるというふうなところでございます。

3点目のキャビンでございますけれども、すみません、ちょっと説明が、私も足りなかったところがございます。ワーケーションというふうなところでございますので、当然ネット環境も併せた整備を行って、それに見合う金額といたしまして3棟分で1,700万円というところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） カキのほうの補助は、大体今の課長の説明で大体分かりました。

あと、今現在ホタテの貝毒、そしてホヤの貝毒、そしてまたカキの貝毒というような情報が流れていますが、そういった生産者の環境はもうますます厳しい状況の中で、まん延防止法の中で販売する販路が大きく減少しています。そういったカキ以外の売上げ減少、それに対する対策というのは町のほうでは考えているのか、この辺再度お聞きしたいと思います。

あとは、今の商工観光課長の話ですと、基本的には町の持続化給付金の制度を受けられなかった方への今回の予算措置だと思います。115人ですか、その方に対する今回の予算措置というような考えでよろしいのでしょうか。この内容から見ると、また厳しい中でまたそういった交付がされるのかというような形の、私は、意味合い的に取ったんですが、そういったことじゃなくて、政府の持続化給付金を受けた方、それ以外で申請が遅れた方、まだ申請待ちの方、そういった方への今回の補助金の支援ということの判断でよろしいのでしょうか。その辺もう一度お願いしたいと思います。

あと、キャビンに関してなんですが、やっぱりネット環境、その辺が今既存のキャビンの中でその辺がなかったのか、なかったから今度そういった形のネット環境を整備するのか、そして、今役場庁舎でもW i F i がありますが、そういったW i F i 整備に関しても3棟ということで、3棟の中でW i F i を共有できるような環境がこの神割崎のキャビンにあるのか。そして、今度、前回の予算でキャビンの建設があったんですが、その辺の状況というのは、ネット回線、その辺もワーケーションができるような環境になっているのか、その辺お聞かせください。

あと、町にとっても日本にとっても、世界にとっても大変なのがやっぱりワクチン接種だと

思います。ワクチンの接種が、この間テレビで全部の市町村のワクチンの接種の状況が伝えられました。南三陸町においてワクチン接種の今現在の状況をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 御質問のホタテ、カキ、ホヤ等々の貝毒の関係についてお伝えしたいと思います。

まず、カキなんですけれども、小泉・伊里前港のほうは4月26日から現在も出荷自主規制中でございます。それと、ホタテ貝につきましても志津川湾とする海域が4月20日からまだ出荷自主規制中ということになってございます。今回の補正については、カキとワカメということで上げさせていただいたんですけれども、この規制がずっと延びていつ解除になるか分からないというような折には、また漁協さんと御相談もしながらよりよい方向で検討をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） まず、持続化給付金の関係なんですけれども、この持続化給付金に関しましては、以前国の持続化給付金が受けられなかった人が申し込んだものではなくて、新たに新型コロナウイルス感染症対策として、例えば非対面型のビジネスモデルへの転換をするとか、あとはテレワークの環境の整備というふうな、今後そういった販路拡大等に取り組む費用というふうなことに取り組む小規模事業者ということで、小規模事業者の定義も細かく規定はされているところなんですけれども、そういった中での該当者ということで、実際は30件以上申し込みがあったんですけれども、県の採択というふうなことにしましては15件だったというふうなところでございます。

あと、神割崎のキャビンにつきましては、W i F i の環境に関しましては共有できる環境にするというふうなところでございます。昨年度建築いたしましたキャビンもそのような環境を整えての建築というふうなところでございます。当然旧キャビンもそういったW i F i 環境に対する整備は行うんですけれども、メインは老朽化による改修というふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） ワクチン接種の当町における状況はということでございますけれども、4月21日から医療従事者等について先行接種が始められております。1回目の先行接種が始められておると。5月10日の予定なんですけれども、そこから今度は高齢者施設を

中心に接種を開始すると。高齢者施設が終われば、今度は集団接種ということでケアセンターで集団接種を行うと。菅総理が7月までというふうな話をしておられますので、当町においても7月までに、7月下旬までに全ての高齢者の接種を終わらせたいというふうに考えております。

それから、今日、4月30日に第1弾目のワクチンが当町に入ってきています。1回目の接種用で975人分となっております。この連休明けにすぐさま会場の設営をして、ワクチン接種の準備に入ると。それから、高齢者施設に出向いて、それぞれの入所者の皆さんにワクチンを接種するというふうな予定でおります。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の保健福祉課長のワクチン接種の今後の進み方とか、そういった形なんですけど、適切な説明で間違いなく南三陸町においてはワクチン接種が進んでいるのかなと思います。他の自治体を見るとまだまだ先が見えない自治体も多い中で南三陸町のワクチン接種の進め方は正確なもので順調なものかと。これが間違いなく進むような形でワクチン接種を進めていただきたい。そして、南三陸町からコロナの患者を出さないためにも、このワクチン接種は早期ということが求められています。それは、町民が重々分かって、自分たちも打てるものなら早く打ちたいという要望もたくさん来ていますので、その辺、保健福祉課、大変でしょうが頑張ってくださいと思います。

あと、海の取り巻く環境はなかなか今厳しい状況の中で農林水産課長の説明ですと、こういった貝毒の商品が売れないとかそういった部分の中で漁協と協議、あと問題が発生したら聞き入れて、どう町で対策するかということを考えていくという話なので、その辺は安心していました。足を運んで水産業の状況、各漁協、その辺に聞き取りして町で進めていただきたいと思います。

あと、キャビンに関しては今テレワークというような時代で、私の知っている子供たちも対面、そしてテレワークと2つの授業体系を取って今やっているんだと。しかしながら仙台圏域でもコロナが拡大しています。全国、東京、大阪、そういった中でやっぱりテレワークというのはこれから必要で、神割崎キャンプ場のさらなる発展につながっていくのかなと、こういった対応は早期で私はいいいと思います。その辺、人が集められる神割崎の環境整備、その辺課長にはお願いしたいと思います。

1回目の質問はこれで終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、ありますか。

それでは、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 1 1 分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第1号の質疑を続行いたします。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3点お伺いしたいと思います。参考資料のほう、議案関係参考資料の31ページの4番、時短営業への支援、これ、飲食店が対象になるかと思いますが、店舗数、何店舗、現在何店舗あってそのうち何店舗、全ての店舗を対象としてこの積算になっているのか、7,440万円の積算の内訳をまず教えていただきたいと思います。

それから32ページ、観光消費の回復、町版G o T oキャンペーンということのようですが、今まだコロナがまん延してしまっていて、当町も宮城県の緊急事態宣言の網かけの中に入っているかと思いますが、その感染拡大と経済のバランスを考えると、すぐにやってもいいものかどうか疑問を持つわけなんですけれども、これはいつ頃この事業をやろうとしているのか、まずワクチンの接種が一巡した時点から始めるとか、そういったタイミングがちょっと大事になってくるのかなと思います。これはいつ頃考えているのか、それが2点目です。

それから、同じページ8番目、新たな事業展開等への支援というところですが、具体的に何が対象になるのか、ソフトあるいはハード、いろいろ各事業者考えがありアイデアが出てくるかと思いますが、どういったものが対象になるということで想定しているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは、御質問の1点目でございます。

コロナウイルス感染症拡大防止協力金の店舗数でございますけれども、議員御質問のとおり飲食店でございますけれども、県登録飲食店につきましては、町は114店舗登録されていますけれども、見込んでおりますのはそのうち60店舗を見込んでいますところでございます。したがって、1店舗当たり1日4万円の掛ける31日で60店舗ですので7,440万円というふうな計算でございます。先般この協力金の期間が伸びましたので、そこはまた別途追加をさせていただきますというふうに思っております。

あと、2点目の、これは新型コロナウイルス対応商工観光事業者消費回復業務委託料でござ

います。これにつきましては宿泊とあとは買い物券の2種類の業務でございますけれども、議員御指摘のとおり現在コロナウイルス感染症が拡大しておりますので、今すぐやるというふうなことではなくて、例えば国のG o T oキャンペーンが、例えばですが、秋にやると、3か月ぐらいかけてやるんだろうと思うんですけれども、その後例えば冬場、国のG o T oキャンペーンが終わった後の閑散期に今回の町版の回復事業をぶつけられればタイミング的にはいいのかなというふうに考えているところでございます。いずれにしてもコロナの感染状況、またワクチンの接種状況を見て収束後に行うというふうなところでございますので、予算が取れたからといってすぐやるというふうなところではございません。ただ、この宿泊プランも買い物商品券もシステムは構築しなければいけませんので、そこは事業費の10%、旅行業の資格を持っているのが当町観光協会しかございませんので、そこにこういった各施設参画できるような形のシステムを構築、運用していただくための部分は、先行して事業をやっていただくというふうな内容でございます。

3点目でございます。

コロナウイルス対応商工観光事業者の公募型補助金で何が対象になるのかというふうな御質問でございますけれども、対象事業としてはちょっと多岐にわたるんですけれども、大まかに3つお話しすれば、事業継続や雇用維持等に関する事業、2点目が新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に関する事業、3点目がその他町長が必要と認める事業ということで、いずれにしても感染症対策を踏まえた事業継続、あとは雇用維持、あとはワーケーションですとかサテライトオフィス、そういった、このコロナウイルスの拡大の中で新たな付加価値を生み出す消費投資の促進に関する事業というふうな内容で御理解願えればと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） まず、1点目の時短営業への支援です。60店舗ということで、これは期間が1か月だけかと思いますが、小規模な店舗とか特に資金繰りとかいろいろ課題があろうかと思いますが。これは本当にできるだけ早く実行して資金援助にもつなげる、そういった意味合いがあると思うわけなんですけれども、これは1か月だけで本当にいいのかどうか、1店舗1か月。商売は継続していくわけですから、31日間、1か月分だけで本当にいいのか、これ以外に何かサポートできるような別の事業、あるいは新たな事業、そういったものがあるのか、あり得るのか、その辺りもちょっとお聞きしたいと思います。

31日ということでやっていますけれども、対象となるのは31日ということでしたら5月とかそういうことなんでしょうか。その辺りもちょっとお聞きしたいと思います。

要件としては、対昨年同期比じゃなくて、コロナ前の、例えば2年前の同期比と比較して売り上げが減った場合に対象となるのか、そういった要件がどうなっているのか、その辺も分かるのであればちょっとお聞きしたいと思います。

それから、5番の観光消費の回復で、町版G o T oキャンペーンですが、ここも予算額3,410万円ということで細かい数字まで出ていますが、これは単純に5,000円で割ると6,820人ということで、これもまた細かい数字が出てくるんですが、この3,410万円、これの積算根拠、例えば何人を想定しているのか、その中で観光協会に委託するのであればその委託費用が幾らか入っているのかとか、その辺りちょっと根拠をお聞きしたい。それと、1人5,000円ですね、3,000円プラス2,000円ということで、これは一律なんですか。例えば素泊まりで5,000円で泊まる場合、全く実質ただで泊まれるというようなことになるのか、その辺りもお聞きしたいと思います。

それから、8番の新たな事業展開等への支援、事業継続、それから雇用継続とか大事ですけども、そこからまた新しい生活様式、これは先ほどキャビンのところでもありましたけれども、例えばW i F iとかワーケーション、テレワーク、そういった部分でのW i F iの設置とか、そういったことにもこれは対象となるのか、その辺りちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 1点目の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金でございますけれども、これは対象期間といたしましては4月5日午後9時から5月6日の午後9時までということでの今回は予算計上ですけれども、今週に入りましてこれが5月11日まで延びるというふうなことになりましたので、この期間終了後、町としてはできるだけ早く支給できるような形で今現在準備を進めているというふうなところでございます。

ちょっと中身が多分混同されているのが、コロナウイルス対応経営継続給付金、これが予算書の9ページの19節の扶助費でございますけれども、これが今お話しした感染防止協力金をもらえなかった以外の事業者、要は飲食店で酒類を提供する事業者がこの1番目の協力金で、9番がその他の事業者というふうな、9番じゃないですね、19節の扶助費がその他の事業者というふうなところすみ分けをして、皆さんもらえるような形で予算を組んでいるというふうな内容でございます。

2点目の消費回復事業委託料の積算根拠でございますけれども、先ほど宿泊プランと買い物商品券の2本立てというふうなお話をさせていただきましたけれども、まず、宿泊につきま

しては、宿泊を予約したお客様が各施設に泊まる場合にあらかじめ一律3,000円を引いた料金でその宿泊施設に泊まれるというふうな。その宿泊を、成約されたお客様1件につき2,000円の買い物商品券が配られるというふうな内容です。したがって、1点目の宿泊につきましては、3,000円掛ける6,200件で1,860万円、先ほど予算が成立したらまずシステムの構築というふうなお話をさせていただきましたけれども、それはその1,860万円の10%、186万円、これが事務手数料としてシステム構築に係る費用。2点目の買い物商品券につきましては、2,000円掛ける同じく6,200件で1,240万円、その10%124万円というふうなところで合計1,364万円、宿泊の、すみません、1,860万円プラス186万円の小計が2,046万円、プラス1,240万円プラス124万円の小計1,364万円を合わせまして3,410万円というふうな内容でございます。

3番目の、3点目、これが公募型補助金でございますけれども、ワーケーション等Wi-Fiの施設整備できるのかというふうなことにしましては、先ほど説明いたしました対象事業費の中で新しい生活様式を踏まえた地域経済活性化というふうな部分に該当すると思いますので、そこは該当になるのかなど。逆に該当にならないというものにつきましては、ただ単に事務所を維持管理するための経費でありますとか、経常的に活動に要する経費、あとは構成員の親睦を目的とするような会食等の会合というふうな部分は、逆に対象にならないというふうなところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） すみません、ちょっと細かいところをまた聞きますけれども、町版GOTキャンペーンのところで、積算をちょっと示していただきました。要は、これは1人3,000円と2,000円、1件じゃなくて1人というイメージでよろしいんですか。例えば2人で来られる、御夫婦で来られるとかそういったケースよくあるんですけども、そういった場合はそれぞれ1人ずつ3,000円プラス2,000円、1人ずつ出ると、合計6,200人分と、件じゃなくて人というイメージでいいのか、そこをもう一度お聞きしたく思います。

それと、8番の新しい事業展開等への支援のところ、事務諸経費は除くということでしたけれども、例えば雇用継続、人件費なんかもあろうかと思っておりますけれども、人件費なんかも事務所の管理費の内訳に入るかと思っております。それも雇用継続というところで対象にならないのか、その辺りすみません、細かいところですけどもそれを聞いて終わりにします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 消費回復業務委託料のほうですけども、件数かそれとも人数かというふうな御質問ですけども、これは件数でございます。

2点目の人件費にこれが充てられるのかというふうなところでございますけれども、実際事業計画書等上がって、審査してみないとちょっと分からない部分はあると思うんですけども、あくまで新型コロナウイルス感染症に対して様々なそれに対する計画があつてのものなのか、それともただ単に、先ほど言いましたように、会社を維持するための人件費なのかというふうなところでも変わってくると思いますので、そこはすみません、各事業者の事業計画書をそれぞれ審査してもらおうというふうなところで御理解願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、8ページのカキとホタテに対する補助の件なんですけれども、今回1,200万円とワカメが5,800万円という、経営持続ということで計上になったわけなんですけれども、今後漁業関係でしたら、以前銀ザケの分の補助がありました、今後優先順位みたいなやつについている業種というか何かがあるのかないのか、もし次の補正があつた場合に。

そして、あともう1点は、今回海の関係なんです、農産物に関してはそういった補助の動きはあるのかないのか、その点確認お願いしたいと思います。あと、先ほどの町版のG o T oキャンペーンなんです、そこで大体前者のあれで分かつたんですが、そこで確認なんですけれども、宿泊割引3,000円と買い物商品券2,000円はセットになっているのか、例えば泊った人だけがこの商品券を使えるのか、それともG o T oイートでしたっけ、ああいった形で商品券のみでできるのか、その点1点と、あと課長、先ほどの説明ですと10%使ってシステムを構築するということでしたが、どのような方法で、イメージでもいいんですが事業展開していくのか。宿泊の予約時なのか、それともお客さん、どのような方法で割引を受けられるようなことを想定しているのか伺いたいと思います。

あと、最後9ページのパンフレットの制作について伺いたいと思います。これまで何度かこういった事業になってきたんですが、効果の期待度というんですか、今まで前回のやつで結構効果が見られたのか、その点1点と、あとパンフレット制作とありますが、配布その他の事業費はこれに入っているのかどうかの確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） まず、漁業関係のほうなんですけれども、次は何かということなんです、先ほどもちょっと貝毒の関係で申し上げさせていただいたんですけども、何というものはまだ決まてはいません。ただ、またこのようなコロナウイルスの対応の補助金等々があれば、先ほども申し上げたんですけども、漁協さんとも密に連携を図って協議

した中で、その時々魚種とかいろいろ種類があるでしょうから、それに対応していきたいと思っております。

それと、農産物のほうについては、昨年度比でちょっと個別に見ていくとそれぞれ販売高がちょっと下がっているものもあるんですけども、これも漁協さん同様に今度は農協さんと連携を図りながら、もしそういったところで大変な御苦勞をされている場合については協議の上検討したいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは3点目でございます。町版G o T oキャンペーンの宿泊買い物はセットなのかというふうな御質問でございますけれども、まず先ほど倉橋議員にもお話ししましたけれども、まず、予約をいただいたお客様に対しまして宿泊料金3,000円を引いた形での宿泊プランを提示いたしまして、その御予約をいただいた方、これが予約時に発行される予約番号というのを、観光協会が発行いたしますので、それをさんさん商店街内のインフォメーションで提示をしていただければ2,000円の買い物商品券をお渡しするというような仕組みになっておりますので、これは宿泊と買い物はセットでございます。どのような方法という部分は、すみません、今お話しした方法で宿泊、買い物を行っていただくというふうなところでございます。

あと、パンフレットの関係でございますけれども、これの効果というふうなお話でございますけれども、例えばデスティネーションキャンペーンですとか、あとは期間で行う観光パンフレットに関しまして、効果というのはちょっと難しいんですけども、今回南三陸お歳暮カタログというのを製作いたします。これは、昨年度も実は制作をしております。今回も2万部製作するんですけども、これに関しましては各社、19社、昨年度参画していただきまして、970件、457万3,050円の売上げがあったというふうな報告をいただいております。これに関しましては、南三陸町応援団ですとか、あとはこれまで町に支援していただいた各企業、あとこれまで派遣していただいた派遣元の自治体にお送りをして、このような数値になったというふうなところでございます。これはあくまで今回の予算に関しましては、こういったパンフレット等をつくる金額でございますので送料等はまた別途用意しているという内容でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか、今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今後漁協、農協さんと相談なんですけれども、今回カキとワカメに決定する際に、やはりその他の業種というか次点になったような業種、そういったやつがあった

のなかったのか、それとも最初からと言ったらおかしいですけども、一番メインに打撃があったという、そういうことなのか、そのところの確認をお願いしたいと思います。

あと、町版のキャンペーンについてはセットということで分かったんですが、予約番号で商店街で受け取れるというわけなんですよね。それで、使える商品券は当然事前に登録するんでしょうけれども、そのところ、商店街だけで使えるのかそうじゃないのかという、そのところの確認をお願いしたいと思います。

あと、パンフレットに関しては690万円、事業費だけでということなんですが、配布の分はこういった感じで予算を取るのか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） お答えします。まずもって1次、2次ですべからくとりあえず時期的なものもございましたけれども、対応済みのものもございます。今回のワカメとカキについてもやっぱり時期的なものがございまして、今回についてはそのようにさせていただきました。やはり、次の候補という話なんですけれども、その時々で時期対応でやっていたので、特段ないと聞いております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは、町版のG o T oキャンペーンの件でございますけれども、すみません、ちょっと商品券について説明が漏れておりました。予約1件につき2,000円の商品券につきましては、南三陸町商店会連合会で発行している共通商品券でございます。町内参画事業者数が99店舗あるというふうなところでございます。

あと、パンフレットなんですけれども、2万部全部が全部郵送するというふうなところではございませんで、当然支援企業さんに関しましては、例えば昨年度も七十七銀行さんであれば志津川支店に持っていけば県内全支店に配布していただくとか、そういったお金のかからないような配布方法をしておりますので、そこは御理解いただければと。

○議長（三浦清人君） ほかに。11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 参考資料の32ページ、7番、小規模事業者への支援ということで、これは日本商工会議所が実施しているということなんですが、この漁業版といいますか、ちょっと昨年漁協よりこういった4分の3補助で4分の1が自己負担という、まさにこのとおりの補助があったんですけども、それが、申込みがちょっと短期間で、2週間ぐらいで終了しますみたいなのが入ってきたんです。こういった事業なのかなと思ってネットで調べまし

たところ、実はこいつは農業がメインの事業のようで、漁業が何かセットでくっつけられたみたいな事業で、全国の農業団体がずらっと採択されて認定になっている事業者がいっぱい並んでいて、それが農機具等の入替えだったり、いろいろなものが認定になっていたんですけども、期間が短かったんですけども、漁業者も大分これに認定になった漁業者がいて、いろいろ漁具の買換えであったり、まだこれから行う人もいますし、もう既に行った人もいるんですが、この補助は漁業者には対象にならないんですか、その辺確認します。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 今回のこの小規模事業の対象者というふうなことで言いますと、文字どおり小規模事業者というふうな中身なんですけれども、これを読みますと、小規模事業者とは製造業その他業種に属する事業の主たる事業として営む商工業者であり、常時使用する従業員数が20人以下で、商業、サービス業、宿泊業、娯楽業を除く事業を主たる事業として営む者については5人以下の事業者ということでございますので、恐らく、ちょっと漁業者とか農業者が該当になるのかどうかというふうにはちょっとここでは読めないような感じなんですけれども、実際に採択になっている方の名簿を見ますと、やはり全て会社単位でいただいているような、採択になっている方々は、のようでございます。恐らく、株式会社だったり、あとは合資会社というような団体でないとなんかちょっともらえないのかなというふうな、ちょっとこの採択の状況を見ますとそのような内容になっているようでございます。

○議長（三浦清人君） 星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 私、ネットで調べた限りではその事業はいろいろ持続化ということで今のやっている事業でもいいし、また新規といいますか、新種の事業に展開していくのも対象になるということで、非常に似通っているんですが、個人が主だと思うんですけども、漁業者の場合は、ちょっと漁協と確認していただく必要があるのかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） ちょっとすみません、その点漁協と確認してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 2回目なので簡単に2件質問させてください。

先ほどもG o T oキャンペーン、町版G o T oキャンペーンのことが出ていましたが、課長の考えですと、今コロナ感染拡大している中ではなかなか難しいので8月頃というような今

後の予想を立てていましたが、農林水産大臣がG o T oキャンペーンを、イートをですね、それを始めて、コロナ感染拡大ですぐ中止になったと。そして、宮城県もG o T oキャンペーンがすぐに中止の方向で動いて、今回奈良でも15億円のお金をG o T oキャンペーンに使うと、これも中止になりました。だから、このG o T oキャンペーンを開催する時期というのはすごく微妙だと思うんですけども、その辺、8月というような先ほど話ししていましたが、その辺もなかなか私は難しいんじゃないかと考えています。そのときに、この開催時期をあらかじめ想定していて、それを中止する場合には即座に中止というような形で、できれば進めてほしいと、感染状況をしっかり把握して検査の上、その辺をお願いしたいと思いますが、その辺いかがでしょう。

あと、今現在全国で生徒児童の感染が拡大しています。あと、県内でも小学生、中学生が拡大しています。これは変異株のために若年層が重症化に至るような状況の中で、万が一南三陸町で、学校で発生した場合にどういった対応を取っていくのかというのが、私は一番心配なんです。クラスターの場合、学校で発生した場合は児童生徒全員にPCRというような感じとか、あとは抗原検査していくと思うんですが、この予算というのは国のほうから、その検査に当たっての予算というのは国のほうから来るんでしょうか。それとも、町の独自財源でその調査をするというような感じなんでしょうか。その辺今後対策として、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の予算計上している分につきましては、先ほど来課長が説明しておりますように、まずはシステムを構築しておかなければいけないということですので、今回このように予算計上させていただいたということになります。当然のごとく、G o T oキャンペーン、G o T oイートで全国的に感染拡大という状況が、これまでも経緯がありました。当然我々もスタートする時点においては、その辺の見極めということについてははっきりしたいということと、これまでもそうなんです、町としてコロナでこういった様々な事業を展開する際に、前提として考えてきているのは出口戦略をまずもって決めるということとやっております。例えばこういうケースの場合には事業はしないとか、そういうふうな、ただやるということではなくて、まずは前提としてこういう感染拡大等が起きた場合には中止をすると、あるいは延期をすると、そういう前提で考えながら事業展開をしてきましたので、今回の町版のG o T oキャンペーンにつきましても、当然考え方としてはそういう考え方でやっていくということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） それでは、2点目でございます。学校でコロナウイルスの感染が発生した場合ということでございましたけれども、こちらについては昨年来その事態が起きたらということで、既に対応については決めてございます。細々とは申し上げませんけれども、いずれそこは学校とも共有しておるということでございます。

それから、検査はどうするんだという御質問ございました。この検査については、昨年来から何度か申し上げておりますけれども、基本的にはどなたを検査していくのかというのは保健所が疫学調査の中でこの方をPCR検査にします、この方をPCR検査にしますということで順次進めてまいりますので、これは行政検査ということになりますから、費用については全額県、国になりますけれども、こちらが負担していくということになります。無作為に誰もかれもということではなく、あくまでもきちんとした、保健所は調査の上でどんどん検査を進めていくということになります。それで御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） G o T oキャンペーンに関しては町長の説明でしっかり分かりましたので、見極め、その辺が大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほど学校だけ言いましたが、今、今後ワクチンが進む高齢者施設、その中でも多くの自治体、県内の高齢者福祉施設でもクラスターが発生しています。そういった中では全部基本的にはPCRの検査をするというような方向で動いていますが、あくまでもそれというのは、決定権というのは県の保健所、そこが決定してここはとりあえず、例えば小学校でしたらこのクラスだけとか、全校じゃなくて、対象というのはそういった狭めた形で検査をするのか、そういった、今課長のお話しですと保健所があくまでも主導して、その中でPCR検査とか、そういったコロナ感染の状況を把握するというような話ですが、その辺というのは新聞等を見ると学校を休校して検査をしているというような自治体が数多く見られますが、私は、例えば、クラスターまで行かなくとも、ある程度人数が余計になった場合には全児童の抗原検査、簡単にできる検査とか、そういった方法で検査する方が適切で、それも保健所とあとは町の保健福祉課、学校ですと教育委員会、あと高齢者施設ですと、やっぱりこれも保健福祉課が絡んでそういったPCR検査をしていくと思うんですが、その辺の対策、今私が話したような対策のもとに発生した場合にPCR検査を実施していくのかその辺、最後お聞きします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 高齢者施設、障害者施設、学校、職場、それぞれの職場、クラスターはどこでも発生いたしますし、ひどい場合はオーバーシュートという形にもなりかねません。そうならないようにPCR検査、抗原検査、独自にやっているところもございますが、これはある一定のレベルに達した場合に検査をするというのは有効だとは思いますが、当町においてはまだ4例でございますし、5月には、5月から6月にかけては高齢者施設と障害者施設の従事者に対して県独自でPCR検査を施していくということになっております。この理由は、高齢者施設の入所者に優先してワクチン接種をして、その間従事者の分のワクチンがなかなか確保が難しいものですからその間はPCR検査で何とか乗り切ろうという考え方でございますので、なかなかPCR検査といっても、PCR検査を受けられる医療機関というのは限られておりますし、保健所単位でもなかなかPCR検査をどんどんやっていくだけの人材、マンパワーにも欠けておるといってございまして、大都市とは明らかにその部分が大きな違いというところがございますので、今後国の施策としてそういう方針になるかもしれませんが、現状といたしましては率先して学校施設含めてPCR検査ということにはなりづらいというところがございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） すみません、もう1点だけ。現在民間のほうでPCR検査が、大体1,000円から2,000円ぐらいの価格でもって検査ができるというような状況があるので、その辺を考えれば町のほうでもほかの自治体でないコロナ対策としてそういった検査も導入していく必要があるのかなど。そして今変異株ということで、変異株も1万3,000円ぐらいで変異株も検査ができると、こういった情報も流れていますので、町民の命を守るというような原点に立ち返れば、そういった検査をして陽性者を早期に見つけて隔離すると、これが町中の感染を防御する最大の方法だと私は思いますので、その辺もぜひ町には検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年度南三陸町議会4月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時56分 散会